

税金もいろいろ。

法人税法の収益事業の判定は事業ごとに。

判断根拠を積み上げましょう。

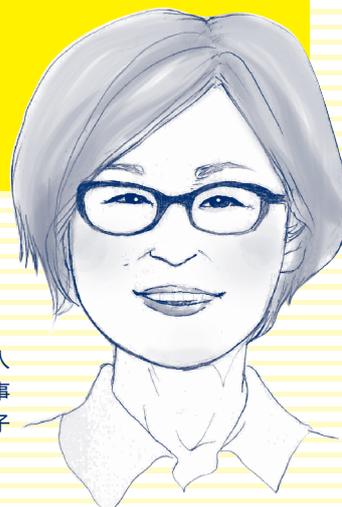
税金もいろいろです。

どこに納めるか？ によって、国に納める税「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」（「都道府県税」と「市町村税」）。納め方によって、税を納める人と負担する人が同じ「直接税」、税を納める人と負担する人が異なる「間接税」。

何に対して課税されるか？ によって、個人や会社の所得に対して課税される所得税や法人税と、消費に対して課税される消費税と、資産に対して課税される相続税や固定資産税に分類されます。

NPO 法人の税務で、最も重要なものが法人税法の収益事業の判定です。事業ごとに判定します。専門家も迷うことが多いこの判定ですが、一つひとつ判断根拠を積み上げていきましょう。

計画的な事業運営が行われ、困っている人たちにより多くのサポートが届けられますように。



税理士 / 認定 NPO 法人  
障がい者より良い暮らしネット 監事  
末吉 祥子

## 4種の区分経理

### 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」

NPO法人は、「特定非営利活動に係る事業」とは別に、法人の活動資金を集めるための事業を行うこともできます。これが「その他の事業」と呼ばれるものです。

物販やセミナー等、受益者から対価を得て行うものが「その他の事業」だと誤解されていることがありますが、特定非営利活動の中でも対価を得ることは可能です。

### 収益事業と非収益事業

こちらも誤解されやすいことですが、特定非営利活動に該当するかどうかと課税は全く関係ありません。特定非営利活動はNPO法によって定義されますが、法人税の課税に関しては、法人税法によって定義されます。

法人税法上の区分は「収益事業」と「非収益事業（収益事業以外の事業）」になりますが、これも、儲かるかどうかという基準ではありません。具体的には、法人税が課税される事業を収益事業といい、以下の3つに該当するものとしています。\*

- ① 継続して行われる
- ② 事業場を設けて行われる
- ③ 政令で定める34業種に該当する

※ NPOの事業で該当するケースには、「物品販売業」「料理店業その他の飲食店業」「興行業」「医療保健業」などが多く見られます。また、事業内容は該当していなくても、それが行政からの委託であった場合に「請負業」となる可能性が高いため、ご注意ください。

※ 収益事業を行っていても、障がい者、高齢者、母子世帯の母等を、事業従事者の2分の1以上雇用する場合は法人税法上の収益事業から除外され、法人税が非課税となる場合があります。

		税法上	
		収益事業	非収益事業
NPO 法上	特定非営利活動	課税	非課税
	その他の事業	課税	非課税

## 法人の基本的な税

### 法人税率と損益計算書

NPO 法人も、収益事業に課税がなされます。国税である法人税は、収益事業から生じた所得（収益 - 経費）に対して、23.2%※（800 万円以下の部分については 15%）の税率となります。（令和 3 年 4 月現在）

通常、NPO 法人が所轄庁に提出する事業報告書では「活動計算書」「貸借対照表」「財産目録」「財務諸表の注記」が必要ですが、税務申告には「損益計算書」も必要になります。その所得から税額を計算し、他の必要書類と合わせて提出を行う必要があります。

※平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 23.4%

### 法人住民税の均等割と免除

法人税以外に、都道府県民・市町村税では、法人税が課税される法人に対して、「法人税割」や「均等割」、「法人事業税」が課されます。

所得金額に関わらない割当として課税の意味がある「均等割」は、法人税と異なり、所得がゼロや赤字の場合でも固定された金額が課税されます。自治体ごとに金額が変わりますが、法人県民税の均等割が 2 万円程度、法人市町村民税が 5～6 万円程度であることが多いようです。但し、収益事業そのものを行っていない場合は、減免申請を行うことで納税が免除または減額される場合があります。

### 消費税

NPO 法人でも、物品の販売や、対価を得て行うサービスの提供には消費税が課税されます。但し、基準期間の課税売上高（消費税の対象となる売上）1,000 万円以下の事業者は免税業者となります。また、1,000 万円を超えても、その翌々年度、つまり 2 年後の事業年度が課税対象になりますので、注意しましょう。

なお、寄附金・会費・補助金・助成金等、「特定収入」と呼ばれる収入が課税年度中で 5% を超える場合、消費税の特例計算の対象となります。

令和 5 年 10 月より「インボイス制度」が開始されます。売り手が買い手に対して発行するインボイス（適格請求書）は、税務署への登録を行なった上で、これまでの請求書の情報に加えて、「登録番号」「適用税率」「消費税額等」を追記する必要があります。仕入税額控除の影響から、現在の消費税課税事業者のみならず、免税事業者においても対処が必要となるため、ご注意ください。

## 所得税の源泉徴収

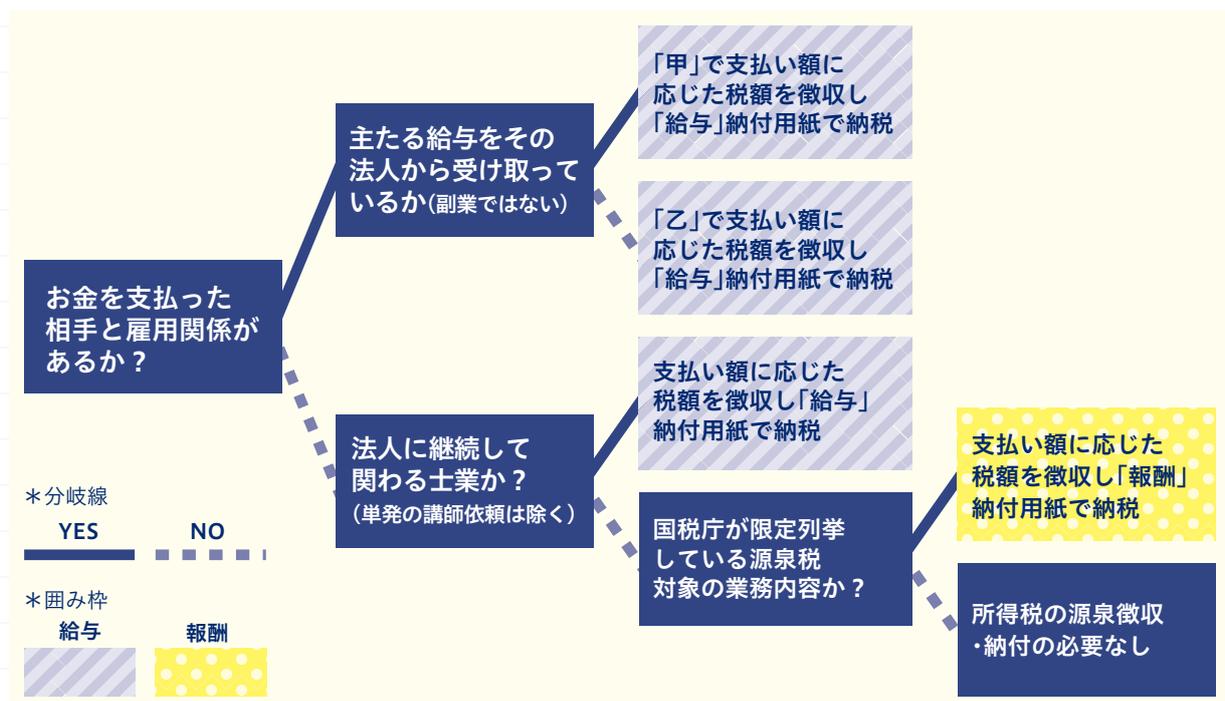
### 所得税の源泉徴収と納付

NPO 法人を運営する際に意識しておくべき税は、法人に対して課税されるものだけではなくではありません。職員への人件費や業務を外注した際の謝金等にかかる個人の所得税に対しては、「源泉徴収」として、支払う前にその金額の一部を法人が預かり、個人の代わりに納税をする義務があります（個人で計算して納税すると言われても、法人として源泉徴収しなければいけません）。

源泉所得税は、支払い対象者の立場や法人との関係によっていくつか区分され、それによって使用する納付書も異なります。法人との間に雇用関係がある場合や、また弁護士や税理士等の士業で継続して関わる場合は「給与」用紙となり、デザイナーや外部講師等の雇用関係のない業務委託の相手であれば「報酬」用紙となります。

納税の期限は、基本的に支払い月の翌月 10 日までとされていますが、「給与」分の納付について支給人員が常時 10 人未満の場合は、申請により、7 月 10 日と 1 月 20 日の年 2 回となる特例を受けることができます。

### 源泉所得税の区分判断フローチャート



## 給与源泉所得税の注意点

給与の所得税源泉徴収の金額は給与額によって異なるため、税務署の発行する一覧表を参考に照らし合わせることとなりますが、そこに「甲」「乙」という区別によって2種類の欄があることに注意しなければいけません。

甲	主たる給与をその事業所から受け取り、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある方。2ヶ所以上から給与を受け取っている場合は、金額の多い方。
乙	2ヶ所以上から給与を受け取っているが、もう一方の事業所の方が給与額が多く、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方。

## 報酬源泉所得税の注意点

報酬の所得税源泉徴収の対象は、所得税法や所得税法施行令で限定している内容・相手のみであり、それ以外は対象外となります。このような表記を「限定列举」と言います。例えば、原稿料（デザインやイラスト含む）や講演料は対象になりますが、事務所で領収書の貼り付けを1日だけ手伝ってもらう等、単純作業の場合は対象外です。

支払金額	納税額の計算式
100万円以下	支払金額の10.21%*
100万円以上	(支払金額 - 100万円) × 20.42%* + 102,100円

※平成29年3月現在

支払い先方が個人事業主の場合等は、確定申告が必要になるので、12月までの支払額・源泉徴収額を記載した「支払調書」を作成し、郵送する必要があります。1月頃が一般的です。

## 年末調整

1年間源泉徴収をした金額は、必ずしもその対象者である個人が1年間に納めるべき税額とは一致しないことがあります。そのため行う必要があるのが「年末調整」という手続です。対象は、2,000万円を超えない給与で、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人で、1月から12月までを計算期間として給与額を総計し、そこから扶養控除等を差し引いて求めることとなります。

計算の結果、徴収した金額よりその人が納めるべき金額が少なかった場合は、差額が還付されるため、返金手続を行い、逆に多かった場合は追加で徴収します。法人側としても多く納付しすぎていた場合は、翌年の次回納付額から相殺することができます。

## マイナンバーの取得と管理

### マイナンバー制度の概要

従業員や謝金支払者の諸手続においてマイナンバーを使用します。具体的には「源泉徴収票・法定調書作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」等です。

マイナンバーの記載された書類には、各世帯に送付される「通知カード」と、通知カードを使用して市区町村へ申請すると交付を受けられる「個人番号カード」の2種類があります。

個人番号カード



オモテ面

通知カード



オモテ面



ウラ面

### マイナンバー取得・管理時の注意点

従業員や外部講師のマイナンバー取得（コピーの受け取り）時には、大きく分けて、直接受取・郵送・Eメール等への添付・Webサーバーを経由したアップロード等の方法が認められています。

「個人番号カード」はそれ自体が本人個人の証明書となるので、添付書類は不要ですが、「通知カード」の場合は運転免許証やパスポート等の顔写真入りのものであれば1点、各種健康保険被保険者証や住民票の写しといった顔写真がないものであれば2点の添付が必要になります。

マイナンバーは重大な個人情報のため、取得し使用した後、不要な場合はすぐに破棄し、保管が必要な場合は、データであればパスワードをかけ、紙資料は鍵付きの金庫や引き出しに入れて管理する必要があります。なお、マイナンバーには法人番号も存在しますが、こちらは国税庁のサイトに公開され、誰でも知ることができます。

## その他の税

印紙税	一定の取引の文書に対して課される税です。請負契約（成果物を約束し納品することに重きがおかれる）の契約書は課税され、記載された金額に応じて必要印紙税額も変動しますが、委任契約（行為を行うことに重きがおかれる）の契約書は課税対象ではありません。また <u>NPO 法人の場合、領収書は課税免除となっています。</u>
登録免許税	許認可や技能証明について課される税です。NPO 法人の場合、設立登記、登記事項の変更の登記については免除となりますが、不動産登記には課税されます。
事業所税	東京都 23 区や政令指定都市等の該当する地方公共団体において、一定規模以上の事業所を営む場合に課される税です。事業所の合計床面積が 1,000㎡を超える場合、床面積に対して「資産割」が課税され、従業員の数が 100 人を超える場合、給与総額に対して「従業者割」が課税されます。
固定資産税	土地や一戸建ての家屋、マンション等、土地・建物に対して課される税です。毎年 1 月 1 日時点で、不動産を所有していれば、納税義務が発生します。
償却資産税	パソコンや事務所のデスク、什器等で購入価格が 10 万円を超えて減価償却が必要な資産に課される税です。毎年 1 月 1 日時点で、対象となる資産を保有していれば、納税義務が発生します。（一括償却等で対象外となるものや、150 万円未満の場合の免税点もあります）
個人住民税	法人で働く職員の個人住民税については、法人が個人に給与を支払う際、所得税と同じように源泉徴収し、従業員が居住する市町村に納入することが事業主側の義務として定められています。この制度を「特別徴収」と言います。但し、法人に務める職員が 2 名以下である、他の会社で特別徴収をしている等、特定の事情がある場合は、理由書の提出により「普通徴収」へと切り替えることが可能です。

\*不明な点は、それぞれの税を所管する窓口又は税理士にお問い合わせください。

## 税務で注意すべきケース

### 給与と役員報酬の課税体系

NPO 法において役員への報酬の支払いは役員総数の 1 / 3 までとされており、また、額については総会や理事会で定める必要があります。役員報酬は「役員としての地位や責務に対する対価」であり、これに対して、理事が職員を兼務する場合等は、実態としてその金額が「労働の対価に当たるもの」と認められれば、給与として扱うことができます。<sup>\*</sup>

但し、職員を兼務する理事が役付き理事（理事長／代表理事・副理事長／副代表理事・常務理事等）の場合には、年度内の給与額に「定期同額」または「事前届出」の制約があることに注意しなければなりません。年度の始め 3 ヶ月以外に給与額を変更する場合は、増額分が経費と認められず課税対象となります。

※これは NPO 法上の定義であり、税法上の定義では役員報酬とされます。

### 講師謝金と交通費の源泉所得税

謝金（報酬）の所得税源泉徴収でよく混乱されがちなのが、遠方から講師を招聘した場合の交通費と謝金です。交通費は実費で、航空券等法人名義の領収書を法人が受け取ることができれば、交通費支払い分は経費の立替だと理解されるため、所得税の課税（源泉徴収）対象は謝金額部分のみになります。しかし、交通費を概算で計算し、謝金と合算して支払う場合は、この全額が所得税の課税（源泉徴収）対象となります。

### 申告漏れの追加徴税

法人の納税は、基本的に自己申告制度です。そのため、脱税等の意図がなくても、申告漏れや計算ミスで実際の納税すべき金額を支払っていないことが明らかになった場合は、「追徴課税」といって、後で課税されることとなります。